

平成25年度 第2回
理事会

平成25年4月26日（金）

議事録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成25年度 第2回 理事会 議事録

- 1 開催日時 平成25年4月26日（金）
午前10時00分から午前10時40分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数
理事6名、監事2名
- 4 出席理事・監事数及び氏名
理事6名
理事長 長澤 博暁 理事 安達 高之
理事 安藤 真洋 理事 大野 壽三枝
理事 黒竹 光弘 理事 福島 文昭
監事2名
監事 五十嵐 利光 監事 安田 大
- 5 議長兼議事録作成者 理事長 長澤博暁
- 6 決議事項
議案第3号 常務理事(業務執行理事)の選任について
議案第4号 平成25年度第2回評議員会の開催について
議案第5号 外部役員等の賠償責任限定に関する契約について
議案第6号 公益財団法人武蔵野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程(案)について

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻理事長が議長席に着き開会を宣言し、本理事会は、定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立したことを告げ、次の議案の審議に入った。

(1) 議案第3号 常務理事(業務執行理事)の選任について

議長は、第3号議案を上程し、事務局から、「定款第22条第3項により、理事の内1名を常務理事に選任いただきたく、定款第23条第2項により、理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する

となっています。」との説明を行った後、黒竹理事より、福島理事を常務理事にとの推薦があり、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、採決の結果、全理事の賛成があり、福島理事を常務理事とすることに決した。

(2) 議案第4号 平成25年度第2回評議員会の開催について

議長は、第4号議案を上程し、事務局から、「定時評議員会として平成25年度第2回評議員会を開催し、定款第16条第4号、第5号について審議いただきたく、定款第17条の規定により、評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催するようになっており、第18条により、評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集するとなっていることから、開催について承認を求めるものです。なお、議案及び報告事項の内容については、現時点では未確定のため、平成25年度第2回評議員会の開催前に開催予定の理事会に上程し、承認されたものを評議員会の議事内容といたします。」との説明があり、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、これを可決した。

(3) 議案第5号 外部役員等の賠償責任限定に関する契約について

議長は、第5号議案を上程し、事務局から、「外部理事及び外部監事を対象として、定款第29条第2項により、理事会の決議によって外部役員等と本財団との間で賠償責任限定に関する契約を締結できるとしており、外部理事、外部監事に契約の締結について打診したところ、別添、外部理事及び外部監事名簿にある方々より、締結の意思表示があったことから、別添、契約書により賠償責任限定に関する契約を締結いたしたく、承認を求めるものです。」との説明があった。これに対し、安達理事より、外部理事・監事の定義とこの契約を結ぶ意味、賠償責任の額について質問があり、事務局より対象となる理事・監事についての説明と、賠償責任限度額の説明を行った。また、安田監事より、契約書の第1条の条文について質問があり、大野理事より、この条文は、契約を結ぶにあたり当該理事・監事が、外部理事・監事であることを双方が確認することを目的としているとの意見があり、事務局もこれを確認し、同様の説明を行った。その他の質問・意見等は無く、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、これを承認した。

(4) 議案第6号 公益財団法人武蔵野市福祉公社印章規程の一部を改正する規程(案)について

議長は、第4号議案を上程し、事務局から、「事故防止の観点から、本財団の登記印の用途を制限するとともに、用途別に新たな印章を調製し、

その用途、管理について明確化するため、規程の改正を行うことについて、承認を求めるものです。具体的には、別添2の別表1のとおり社印を用途別に10に分け、各印の管守者、使用基準を定めるとともに、介護保険の利用者への請求等、多数印刷する定型文書について、印影を刷り込む際の基準を設定いたしました。」との説明があった。これについて、安田監事より、別表1の5の名称で「在宅サービス課長専用理事長印」となっているが、「在宅サービス課専用理事長印」ではないかとの指摘があり、事務局より、「在宅サービス課専用理事長印」が正しいため、これを修正した上での審議の依頼があったため、この修正を含め審議したところ、その他の質問・意見等はなく、別表1の5の名称で「在宅サービス課長専用理事長印」を、「在宅サービス課専用理事長印」と修正した上で、当議案について、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、これを可決した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、議長は、午前10時40分閉会を宣言し、解散した。

上記議事経過の要領及びその結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

平成25年6月21日

公益財団法人武蔵野市福祉公社

議長（理事長） 長 澤 博 暁 ⑩

監事 安 田 大 ⑩

監事 五十嵐 利 光 ⑩